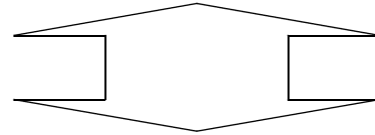


## 市民支援事業等支援制度における補助率等の考え方について（案）

## 1 現行制度の概要と補助率等の考え方

補助率等の概要	補助率の考え方等
<p>もり・みず市民事業補助金</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 特別対策事業 10/10</li> <li>◇ 資機材費 10/10</li> <li>◇ 普及啓発・教育事業 1/2</li> <li>◇ 調査研究事業 1/2</li> </ul> <p>&lt;補助上限額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 特別対策事業 50万円 ※但し、森林整備は1ha(10万円) 1ha～3ha(30万円),3ha以上(50万円)</li> <li>◇ 資機材費 50万円</li> <li>◇ 普及啓発・教育事業 20万円</li> <li>◇ 調査研究事業 50万円</li> </ul>	<p>&lt;補助率・補助上限額の考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 特別対策事業については、<u>県並びに市町村が実施する場合には、全額水源環境税を充当していることから、同様の事業を行う市民活動においても10/10で実施。</u></li> <li>◇ <u>但し、活動内容はプロとレベルが異なることから、事業者が行う標準経費の1/4を上限額とする。</u>⇒ 実質的には、1/4の定額補助。</li> <li>◇ 普及啓発・教育事業及び調査研究事業は、活動の幅が広く、内容も多岐に渡ることから、<u>標準的な経費の算出が困難なことから、県が実施している標準的な補助率(1/2)で実施。</u></li> <li>◇ なお、自己負担については、<u>参加費の徴収や共同研究などにより事業費の補填が可能と判断。</u></li> <li>◇ また上限額については、普及啓発・教育事業はソフト的な活動であることから上限を20万円とし、調査研究事業については特別対策事業と同様とした。</li> </ul> <p>&lt;課題等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 普及啓発等事業において、<u>参加費の徴収や共同研究による事業費の補填は現実的にはなされていない。</u></li> <li>◇ 自己資金の確保が事業費全体を決定付けるため、<u>十分な活動費用が確保できていない可能性がある。</u> ⇒補助金上限額に対する交付割合：普及(59%)、調査(22%) ※参考 森林実績(98%)、森以(79%)</li> <li>◇ 団体から活動経費が赤字との意見や<u>補助率の拡大に対する要望等</u>が出ている。</li> </ul>



## 2 制度見直しにおける段階的な支援の概要と補助率等の考え方

<p>市民活動定着支援</p> <p>&lt;目的&gt; 市民団体活動の定着</p> <p>&lt;ねらい&gt; 水源環境保全・再生に関わる市民活動の裾野の拡大</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 特別対策事業 10/10</li> <li>◇ 普及啓発・教育事業 10/10</li> <li>◇ 調査研究事業 10/10</li> </ul> <p>※実際は1/4相当の定額補助</p> <p>&lt;補助上限額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 補助限度額は、各事業ごとに設定。 (例)・特別対策事業 現行と同様 ・普及啓発・教育事業 12万円 ・調査研究事業 25万円</li> <li>◇ 資機材費は20万円。※但し、チェーンソー等高度な技術が要するものは除く。</li> </ul>	<p>&lt;補助率を一律10/10とする考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民活動定着支援事業は、 ① 水源環境保全・再生に関わる市民活動の定着を目的としていること ② <u>対象を新規または活動実績が少ない団体</u>としていることから、自己資金等のハードルをできるだけ軽減し、<u>より参加しやすい体制とするため、全ての事業について、上限額の範囲内で10/10補助</u>としたい。</li> <li>◇ なお、普及啓発・教育事業及び調査研究事業の上限額は、<u>現行のもり・みず市民事業補助金の実績から算出</u>する。 ex：普及啓発120千円、調査研究250千円 ※想定事業費の概ね1/4補助</li> </ul> <p>&lt;メリット等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民団体から見て不公平感がなくなるとともに、<u>自己資金がなくても参加しやすくなる。</u></li> <li>◇ 普及啓発・教育事業及び調査研究事業の上限額は縮小されるが、自己資金に左右されないため、<u>実質的な事業費が拡大し、活動内容が充実することになる。</u> ex：調査研究 自己資金10万円 ⇒ 現行の活動費(補助金10万円+自己資金) = 20万円 ⇒ 新たな活動費(補助金25万円+自己資金) = 35万円</li> </ul>
<p>市民活動高度化支援</p> <p>&lt;目的&gt; 市民団体のスキルアップ、自立化</p> <p>&lt;ねらい&gt; 水源環境保全・再生に資する団体の育成</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 特別対策事業 8/10</li> <li>◇ 普及啓発・教育事業 1/2</li> <li>◇ 調査研究事業 1/2</li> </ul> <p>※資機材費は8/10。</p> <p>&lt;補助限度額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 補助限度額は、市民活動定着支援事業の2倍。</li> <li>◇ 資機材費は50万円。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 選考にあたっては、事業のアウトカムや中長期ビジョンなど、団体の能力を判断するための審査項目を追加</li> <li>◇ 補助率については、市民活動定着支援の上限額までは10/10とし、さらなるアップ分を8/10(特別対策)または1/2(普及等)とするなど柔軟に検討。</li> </ul>	<p>&lt;補助率引き下げ等の考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民活動高度化支援事業は ① <u>市民団体(活動)のスキルアップ、自立化を目的</u>としていること ② <u>対象を活動実績のある団体</u>(=より高度な市民活動が可能な団体)としていることから、団体の資質向上につながり、かつ支援終了後の継続した活動につなげていくため、<u>高レベルな活動に応じた支援及び運営面での自立化を誘導する枠組みの両面を兼ね備えた仕組みづくりが必要。</u></li> <li>◇ そこで、具体的には「高レベルな活動に応じた支援」として ① 活動内容の充実、規模の拡大等への対応するための<u>補助上限額のアップ(約2倍)</u> ② 高度な技術に応じた資機材の確保や独創性の高い活動へ対応するための<u>補助対象経費の拡大及び柔軟化</u>を図る一方、「運営面での自立化を誘導する枠組み」として、 ③ 自己資金の確保を促すための、<u>補助率の引き下げ(特別対策8/10、普及啓発・教育及び調査研究1/2)</u>を行い、名実ともに市民団体(活動)のスキルアップ、自立化に繋げていくこととしたい。 ⇒現状の補助金充当率(実績)：森林(82%)、森以(88%)、普及(50%)、研究(49%)</li> <li>◇ なお、補助率を引き下げない場合、単なる補助金額のアップとなり ① 団体のレベルに関わらず、<u>全ての団体が高度化支援を要望する可能性が大。</u> ② 団体の運営面での<u>レベルアップが図れない。</u>むしろ後退の懸念も… ③ 市民活動定着支援との明確な区分けがなく、本来の見直しのねらいである<u>団体のレベルに応じた支援とならない。</u></li> </ul>